平成27年度 予防安全性能アセスメント評価方法

1. 適用範囲等

この評価方法は、自動車事故対策機構が実施する自動車アセスメント情報提供事業における予防 安全装置の総合的な安全性能評価に適用する。予防安全性能アセスメントの評価対象となる装置は、 衝突被害軽減制動制御装置(AEBS) [対車両]、車線逸脱警報装置(LDWS)及び後方視界情報 提供装置の3種類とする。

- 2. 対象装置の評価方法
- (1) 衝突被害軽減制動制御装置(AEBS) [対車両]

試験対象(AEBS 又は FCWS)、試験シナリオ(CCRs 又は CCRm)及び試験車速別に定める 以下の配点表に基づき、各条件における速度低減率の試験結果を乗じて条件毎の評価点を算出する。 その合計点を小数第2位で四捨五入して少数第1位まで求め、当該装置の評価点とする。

また、当該試験の終了条件に該当して途中で試験が終了したとしても、終了時の車速条件で得ら れた速度低減率は有効とし評価点として加算する。

試験シナリオ	車速条件	評価点 AEBS 試験	評価点 FCWS 試験
	10 km/h	1.0	1.0
	15 km/h	1.0	1.0
	20 km/h	1.0	1.0
	25 km/h	1.0	1.0
CCRs	30 km/h	1.0	1.0
	35 km/h	2.0	2.0
	40 km/h	2.0	2.0
	45 km/h	1.5	1.5
	50 km/h	1.0	1.0
	55 km/h	(0.5) ^(*)	0.5
	60 km/h	(0.5) ^(*)	0.5
CCRm	35 km/h	0.5	0.5
	40 km/h	0.5	0.5
	45 km/h	1.0	1.0
	50 km/h	1.0	1.0
	55 km/h	0.5	0.5
	60 km/h	0.5	0.5

^(*) 目標試験車両(ターゲット)の対応速度が 50km/h までであることから、安全性を考慮し、 当分の間、試験は実施しない。

(2) 車線逸脱警報装置(LDWS)

別途定める車線逸脱警報装置性能試験方法において "適合"と判定された場合、試験が実施された た試験速度別に定める以下を当該装置の評価点とする。

試験速度	評価点
60km/h	8.0
70km/h	4.0

(*) なお、触覚方式のみの警報装置にあっては、逸脱方向が明確に分かるものは上の評価点を与 えるものとし、それ以外のものは当分の間、評価点の二分の一(60km/h:4.0点、70km/h:2.0 点)を評価点とする。

(3) 後方視界情報提供装置

評価点は6点を満点とし、別途定める後方視界情報提供装置性能試験方法における"表示エリア"の判定結果により、下表の項目に該当する場合には、項目ごとに減点する。

試験	視対象物位置	減点項目	減点
近接視界	A	表示エリア要件を満たさない(判定:×)	- 1 点
	В	表示エリア要件を満たさない(判定:×)	- 1 点
	С	表示エリア要件を満たさない(判定:×)	- 1 点
近傍視界	D	表示エリア要件を満たさない(判定:×)	- 1 点
	E	表示エリア要件を満たさない(判定:×)	- 1 点
遠方視界	F, G, H	F~G のいずれか1つでも表示エリア要件を	- 1 点
		満たさない(判定:×)	

減点後の残点に対して、後方視界情報提供装置性能試験方法における"表示大きさ"の判定結果 により、以下の係数を乗じて評価得点とする。

- F~H 位置の視対象物のマーキング(高さ:90×幅 20) について,
- 全てのマーキングが視角 5′以上で映っている : O = 1.0
- 全てのマーキングが視角 3′以上で映っている : △=0.5
- 1本でもマーキングが視角 3′未満で映っている:×=0.0

<u>評価得点 = (表示エリア判定による減点後の点数)×(表示大きさ判定による係数)</u>

3. 総合的な評価方法

予防安全装置の総合的な安全性能評価は、試験自動車の衝突被害軽減制動制御装置(AEBS)、 車線逸脱警報装置(LDWS)及び後方視界情報提供装置の評価点を合計したものとし、以下に定め る基準に従ってロゴマークを表記する。

なおロゴマークの使用に関する詳細事項については、別途規程を定めるものとする。

合計点	ロゴマーク表記
1 2 点以上	先進安全車プラス
2点以上12点未満	先進安全車

